



禁煙ジャーナル

■発行人 一般社団法人 タバコ問題情報センター [代表理事・渡辺文学]

No. 360

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-1-4 九段セントラルビル 203

TEL: 03-3222-6781 FAX: 03-3222-6780

《郵便振替》00120-0-159803 【印刷】遠藤印刷 1部500円

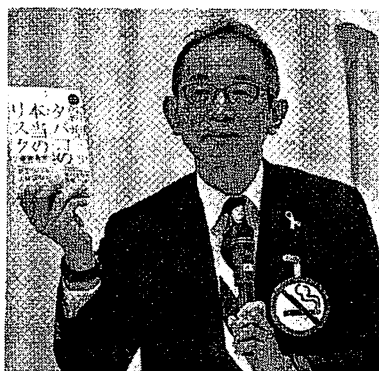
受動喫煙防止秋田フォーラム開く 加熱式タバコのリスクを探る ～大幅に減った禁煙外来受診者～

秋田・たばこ問題を考える会では、1990年代から熱心に活動を展開。その特徴は、行政と医学団体、保健団体、市民団体が手を取り合って、タバコ問題の解決に取り組んできたことです。近年は、三浦進一氏と鈴木裕之氏が中心となって、活動を展開してきましたが、コロナ禍の影響でここ数年は各種イベントや、禁煙外来の取り組みを断念せざるを得ない状況が続いていました。

今回、コロナ禍が収束に向かっていったこともあり、同市のカレッジプラザで、加熱式タバコに焦点を当てた田淵貴大氏（3月に東北大学准教授に着任）の特別講演を柱にリアル開催されましたので、このフォーラム開催に尽力された鈴木裕之氏に当日の様子や講演内容などを報告頂きました。厚く御礼申し上げます。（編集長・渡辺文学）

喫煙者にも正しい情報を

秋田県医師会タバコ対策委員会委員長
鈴木 裕之



受動喫煙防止秋田フォーラム2023は、2024年3月30日(土)15時から秋田市のカレッジプラザ講堂で開催された。

このフォーラムは秋田県から秋田県医師会への委託事業として

2011年から開催しており、県医師会タバコ対策委員会と秋田・たばこ問題を考える会で計画立案運営を行ってきた。

主催は秋田県、秋田県医師会、秋田・たばこ問題を考える会、協会けんぽ秋田支部の四者での共催、後援は秋田市医師会、秋田県歯科医師会、秋田県薬剤師会、秋田県看護協会、秋田県総合保健事業団、秋田県保険者協議会である。

今年は「加熱式タバコを正しく知ろう」をテーマに、最近シェアを急拡大させている加熱式タバコに焦点を当てた。司会は山王たいよう薬局の高



●今回のフォーラム関係者。前列中央は田淵貴大先生、その右に秋田・たばこ問題を考える会顧問三浦進一先生、その右に秋田県健康福祉部長高橋一也氏、田淵氏の左は鈴木裕之。

橋香先生が行った。はじめに秋田県健康福祉部長高橋一也氏から県の禁煙対策を含めた開会の挨拶をいただいた。

■これまでの取り組み

基調講演1は「秋田県受動喫煙防止条例のこれまでの取り組みについて」と題して県健康福祉部健康づくり推進課 鈴木快氏より報告を頂いた。秋田県受動喫煙防止条例が施行されてから、喫煙率、

— * 1 頁からの続き —

受動喫煙の機会は減少し、禁煙飲食店は増加しているものの、家庭での受動喫煙はほとんど減っていないとのことであった。

■大幅に減った禁煙外来受診者

基調講演 2 は「加熱式タバコが秋田市の禁煙外来に及ぼした影響」というタイトルで私が講演した。秋田市の禁煙外来受診者数は2010年のピークから1/10にまで減少しており、その要因は加熱式タバコの発売によって、加熱式タバコに替えれば禁煙はしなくてもいいといった誤解による喫煙者の受診抑制、チャンピックス販売中止によるチャンピックスのみを禁煙補助剤としていた医療機関の禁煙治療の中断、そして新型コロナウイルス感染症による喫煙者の受診抑制・医療機関の診療抑制が要因であると結論づけた。

■加熱式タバコの本当のリスク



によって人は幸せになれるという禁煙活動の本質に迫る内容であった。

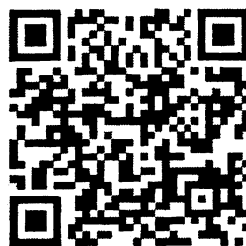
特別講演は「加熱式タバコの本当のリスク」東北大学大学院公衆衛生学分野准教授 田淵貴大先生に行って頂いた。前半はタバコが日本人の健康を最も害するものであって、タバコをやめることが健康になる最良の手段であり、それに

後半は加熱式タバコの本当のリスクに関して科学的なエビデンスを用いて一つ一つ丁寧に説明して下さった。我々がこれらの情報を確実に喫煙者に届ける必要性を強く感じた。

最後に協会けんぽ秋田支部長 加藤尊氏より最近になく盛会であったという閉会の挨拶を頂き、フォーラムを終えた。参加者は47名であった。

【すずき・ひろゆき＝秋田・たばこ問題を考える会代表 すずきクリニック院長】

【以上の内容は YouTube で視聴可能】



<https://www.youtube.com/watch?v=qq6fCuGQY6s>

【鈴木裕之氏のプロフィール】

鈴木氏は、日ごろ患者と接しておられる中で、特に重要視しているのが「笑い」です。名刺には「一診一笑」というゴム印が目立っています。また「南々亭骨太」という芸名まで持っており、「日本笑い学会」の会員ともなっておられます。秋田市では有名人のお一人です。（編集部）

2024 World No Tobacco Dayイベント ～ タバコの無い社会の実現をめざして ～

日時：2024年5月31日(金) 18:00～20:00
会場：巣鴨 とげぬき地蔵尊 高岩寺 十福苑

【プログラム】（開場17:30）/敬称略

《テーマⅠ》 「ハームリダクション」の問題点
講演 「タバコ問題にはあり得ない

ハームリダクション」

講師：石田雅彦（フリージャーナリスト）

講演 「ハームリダクションが叫ばれる裏事情」

講師：作田 学（日本禁煙学会 理事長）

《テーマⅡ》 「タバコの法規制」を考える

講演 「健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の
施行後の課題」

講師：岡本光樹（弁護士）

《テーマⅢ》 「イエローグリーンキャンペーン」

講演 「イエローグリーンキャンペーンの
意義と実践」

講師：齊藤道也（イエローグリーンキャン
ペーン実行委員会委員長）

《「無煙映画大賞」表彰式》

講評：見上喜美江（日本禁煙学会評議員）

※（イベント記録映像は、後日アーカイブ配信予定）

【参加申込】 日本禁煙学会事務局にE-mailまたは
FAXでお申込み下さい。

*（タバコ産業関係者の参加はお断りします）

E-mail：desk@nosmoke55.jp

FAX：03-5360-6736

【共同主催】 ・一般社団法人 日本禁煙学会

・タバコ問題首都圏協議会

・イエローグリーンキャンペーン
全国連絡協議会

入場無料

2023年 無煙映画賞決まる

無煙映画賞審査委員長 見上喜美江

【作品賞】「ミステリと言う勿れ」

松山博昭監督（東宝）

田村由美原作の人気漫画を実写ドラマ化の劇場版です。広島が舞台なので平和記念公園なども紹介され、黙祷する姿も見せたことで単なる人気作品を超え社会性のある娯楽映画となりました。

ジェンダーの問題を男性主人公がきっぱり指摘するセリフも秀逸です。また、原作者によるモノクロのアニメーションが印象的でした。

観客動員数も高い作品が無煙映画で大変素晴らしいです。

【主演俳優賞】劇団ヨローロッパ企画

「リバー、流れないでよ」（配給トリウッド）

今年は劇団丸ごと俳優賞といたしました。某大学の劇団がそのまま続いているようです。

「笑い」というと最近は品のないただ笑いあっているだけの「自称お笑い芸人」が跋扈していてテレビを見る気がしませんが、同じ関西でもさすが「京都」、笑いのセンスも練られています。

京都貴船神社と旅館「ふじや」の全面協力のおかげで、風景も楽しめます。内容はある理由で同じ2分間をなんどもくりかえす、というタイムループ作品です。芸達者な劇団員が旅館のスタッフや利用客を演じたドタバタ喜劇はイヤミのない笑いを提供してくれます。劇団のファン以外の人は名前と顔が一致しないような地味な俳優たちが一級の演技を競演しています。

かつて劇団といえば「灰皿が飛ぶ」という有名な伝説がありましたが、そんな時代は遠い過去に流れていったことを実感させてくれる無煙映画のコメディです。

【監督賞】三原光尋監督

「オレンジ・ランプ」「高野豆腐店の春」

三原監督は連絡先を調べていたところ教育者でもあることがわかりました。彼から学ぶ若い世代が無煙世代となってくれることを期待します。

「オレンジ・ランプ」

39歳で若年性アルツハイマー型認知症と診断された主人公が周囲の理解と協力の中、人生を諦めずに生きる姿を描きました。

「高野豆腐店の春」

理由のある父（藤竜也）と娘（麻生久美子）がこだわりの豆腐店を営む姿を淡々と時折コメディタッチで描きました。

【特別賞】「No選挙、No LIFE」

前田亜紀監督（配給ナカチカピクチャーズ）

選挙取材歴25年のフリーランスライター畠山理

仁の情熱と苦悩のドキュメンタリー映画です。

国政から地方選挙、時には海外まで出かけて候補者全員の取材をする、という信条を掲げ、秒単位で候補者を追う姿は感動的です。

観たあとは次の選挙には投票に行きたくなり投票率アップに貢献する作品です。選ばれた政治家の皆さんには畠山さんに負けず真摯に仕事をしてほしいものです。

【アニメ映画賞】「かがみの孤城」

原 恵一監督（松竹）

直木賞作家辻村深月のベストセラー小説を長編アニメ化しました。

家に閉じ困っている主人公は、部屋にあるかがみに導かれ孤城の世界に入り込みます。そこには7人の同世代の少年少女が同じような悩みに苦しんでいました。「オオカミさま」の指示で願いが叶う鍵を探すことになりますが……。

時空を超え、個性もバラバラな中学生が、仲間と力を合わせて問題解決をする姿が、観客にも生きる勇気を与える作品です。

【外国語映画賞】「燃えあがる女性記者たち」

リントウトーマス、スシュミトゴーシュ監督
インド（配給きろくびと）

インドの最下層カーストの女性たちが立ち上げた新聞社「カバル・ラハリヤ」の記者たちが手強い男性たちに揉まれながらもめげずに取材をしていく姿を追ったドキュメンタリー映画です。

日本政府は「価値を共有する国」とインドを評して交流していますが、実はインドの一部ではヒンズー至上主義の集団が牛耳っている実情をさらけ出しています。「非暴力」の価値観はどこかへ消えてしまったのか、大きな刀をむき出しに持って出歩く男たちの姿は怖いですね。

また、インドと言うと英語が公用語のひとつと考えられていますが、実は居住地や年代によってはそうでもないらしく、スマホで取材する練習風景では「ねえ、この文字はどういう意味？」「私英語文字を知らないからできない！」とスマホ操作に苦勞している姿が伺えました。

映画の世界ではハリウッドに並ぶか製作数で言えばそれ以上のインドですが、これからもいい映画が撮れるよう平和な国であり続けてほしいものです。

さて2024年、今年の候補作は？お近くの映画館で上映していたら皆さまも是非ご覧ください。

- ・「夜明けのすべて」
- ・「あの花の咲く丘で、君とまた出会えたら」
- ・「ヤジと民主主義」
- ・「沖縄狂想曲」

【みかみ・きみえ＝日本禁煙学会評議員】

喫煙者と同じ部屋での仕事は苦情 ～ある経営者の悩みから～

「タバコを吸う人とは一緒に仕事したくない」複数の女性事務員から言われた要望だけど、頭を抱えている。

弊社では、約10名の営業・施工管理・総務・経理の担当者が一つの事務所に集まって仕事をしている。中には喫煙者もいるけれど、彼らはタバコを吸うときには事務所とは別に用意している喫煙ルームに移動している。喫煙者が追いやられるのは今時だと思う。

そんな中、複数の女性事務員が「喫煙者が喫煙ルームから戻ってくる際に服に残るタバコの匂いどうしても気になる」と言っている。タバコの臭いのせいで、イライラが止まらず、会社を辞めようと思ったこともあると言う。

それが限界に達したこともあり、経営側である私から喫煙者に対して、なんとか言って欲しいとのこと。私は元喫煙者なので、この話を聞いていて、心にグサグサ刺さるものがあつた...

ただ、聞いていて、パツと思いつく改善策としては、①喫煙者は喫煙ルームから帰ってくる際に服を着替える／②事務所内の席替えを行なって、喫煙者と非喫煙者の接触を極力避ける／③消臭剤を置いたり換気を徹底する、あたりしか考えられず、打ち合わせ等で喫煙者と業務内で会話はしなければいけない場面はあるので、喫煙者と禁煙者の接触をゼロにするのは難しい。

この問題、おそらくどの会社でも頭を悩ましていると思うけれど、どう対応してるのだろうか？よければ、教えてください。

今回の件で、喫煙者に対する風当たりがますます厳しくなっているのを肌で感じつつ、タバコを吸っていた前職在籍中、女性社員から白い目で見られてたのを、ふと思い出しました。すいませんでした... (謝罪)。

岡本光樹弁護士の適切な回答

この経営者の「悩み」に対して、岡本光樹弁護士が「弁護士ドットコム」からの要請で以下の質問に答えています。同じ悩みを抱えている経営者は多数存在すると思いますので、Q & Aを紹介しておきたいと思います。(Aは岡本氏)

■「敷地内禁煙」の権限あり

Q:そもそも、経営者が従業員に対して、就業時間中あるいは休憩時間中の禁煙を命じることができるのでしょうか？

A:はい、企業の敷地内全面禁煙を命じること、就業時間中の喫煙禁止を命じることとも可能です。

これは、企業秩序定立権限（企業内の秩序を設定する権限）の一環としての施設管理権、並びに、労務指揮権および業務命令権に基づくものです。従業員は、誠実労働義務（使用者の指揮に従って労働を誠実に遂行する義務）及び職務専念義務（労働時間中は職務に専念し他の私的活動を差し控える義務）に基づいて、それに従う義務があります。

Q:では「休憩時間」に会社の敷地外で喫煙する自由は認められていますか。

A:「休憩時間」における敷地外の喫煙については、実は議論があります。労働基準法上の「休憩時間」については「自由利用の原則」が定められています（労働基準法 34 条 3 項）。—（この「休憩時間」は、労働時間が 6 時間を超える場合に 45 分間、8 時間を超える場合につき 1 時間と定められているもので、就業時間中にタバコ休憩などと称して離席している場合は含みません）

そのため「休憩時間」に企業敷地外で喫煙することは禁止できないといった弁護士の見解も見られます。この点、私は、一律に禁止できないのではなく、個別具体的な状況や必要性・合理性に鑑みて、禁止できる場合もあると考えています。労働基準法の施行に関する通達には「休憩時間の利用について事業場の規律保持上必要な制限を加えることは休憩の目的を害さない限り差し支へないこと」とあります（昭和 22 年 9 月 13 日通達・発基第 17 号・法第三四条関係（三））。

喫煙後も呼気から有害な成分が出続け、他者に迷惑や苦痛を及ぼすことを考えれば、休憩時間中に他の従業員の休息を妨げてはならないこと、また、休憩後の勤務時間に他の職員がその注意力を職務に集中することを妨げるおそれがあること、他の職員の作業能率を低下させるおそれがあること等を理由に、休憩時間中の喫煙についても禁止することが可能と考えられます（最高裁昭和 52 年 12 月 13 日判決参照）。

■経営者の「義務」はどこまで？

Q:喫煙ルームを設けても、従業員から「臭い」などのクレームがでた場合、経営者には、より踏み込んだ措置をとる「義務」は生じますか。

A:経営者は、敷地内全面禁煙を命じること、就業時間中の禁煙を命じることとも可能で、状況によっては「休憩時間」も喫煙禁止を命じることができると考えます。

他方で、それが経営者の義務とは即断できず、基本的には経営者の裁量に委ねられています。

健康増進法に基づいた施設の禁煙・分煙措置を講じることが経営者の最低限の義務ですが、それ以上に、今回のケースのようないわゆる「サードハンド・スモーク」に、どこまでの対応をすべき

義務があるかは、個別具体的な事案の状況に応じて「安全配慮義務」（民事責任）が判断されます。

東京都江戸川区の職員が、受動喫煙によって咽喉炎・頭痛等を患ったと訴えた裁判で 2004 年、江戸川区に賠償を命じる判決が下されています（東京地裁平成 16 年 7 月 12 日判決）。

判決では「被告（区）は、……当該施設等の状況に応じ、一定の範囲において受動喫煙の危険性から原告の生命及び健康を保護するよう配慮すべき義務を負っていたものというべきである。

もっとも、その義務の内容は、上記危険の態様、程度、被害結果の状況等に応じ、具体的状況に従って決すべきものである」と判示されています。苦痛を訴えている従業員の苦痛の程度や話し合いの経緯なども、斟酌することになるでしょう。

■話し合い、自らが考えたルールを

Q: 今回のようなケースでは、どう対応すべきでしょうか。

A: 何も対応せずに放置というのは「安全配慮義務」違反のおそれがありますし、経営者として妥当とは言えません。対策を講じるべきですが、具体的な対策として何が望ましいか、どうすべきかについては、各企業の置かれた個別の状況を踏まえる必要があります。ご参考に、私の経験に基づいて助言いたします。

喫煙対策の進め方として、社長・経営者のトップダウンで進めるか、従業員と話し合って決めていくかが考えられますが、今回のケースでは、社

長よりも古参の喫煙者が多数いるということなので、トップダウンで一方向的に進めると喫煙者の反発や就労意欲の低下も招きかねません。

そのため、喫煙者の従業員たちと丁寧に話し合い、喫煙者の間でルール策定をしてもらい、それを経営者が業務命令あるいは「服務規律」（必要に応じて「就業規則」に入れることも）にしてい

くのがよいのではないかと考えます。話し合いがもてる規模の会社ですし、上から一方向的に押し付けたルールよりも、喫煙者間で考え自ら決定プロセスに関わったルールの方が、経営者への反発を避けつつ、ルール徹底につながりやすいのではと思います。

経営者としては、将来的には、敷地内全面禁煙・就業時間中禁煙、さらには休憩時間中の禁煙もあり得ることを示しつつ、過渡的・漸進的な当面の対策を喫煙者間（可能なら非喫煙者も一緒に）で話し合って決めてもらうのがよいのではないかと考えます。

この投稿には多くのコメントが寄せられており、既に様々な提案がされ、それに対する課題も見られます。下記に整理しましたので、こうした対策案を参考にしつつ、喫煙者の理解を得ながら会社のルールとして定着させていくのが良いであろうと考えます。また、対策の結果を検証し、改善が不十分であればさらに対策を引き上げる・追加するなどして、改善強化を進めていくと良いと思います。

【スモハラ対策と課題】

提案	課題
就業中の喫煙禁止、全員禁煙。タバコ休憩の問題も解決できる	社内の喫煙者の割合がまだ高い
禁煙手当	既に導入しているが、それでも吸い続ける
燃烧式の紙巻タバコを禁止し、加熱式タバコのみ可とする	昔ながらの職人の喫煙者の理解を得にくい。加熱式タバコも不快なおいがある
喫煙室をやめて屋外喫煙所にする	近隣住民からのクレーム
喫煙室の風速改善（一部助成金あり）。業務用扇風機で残臭を飛ばす。総揮発性有機化合物の除去率95%以上の脱煙機能付き喫煙ブースの設置	費用の負担。喫煙者の衣服のみならず身体の内側から出てくる臭いも問題
喫煙後に深呼吸20回、うがい・歯磨き、着替え（喫煙室内でカップを着る）、屋外を歩いて残臭をなくす	喫煙者に臭いの自覚が足りず、やらない
喫煙者と非喫煙者の接触を避け、リモートにする	年配者のリモート対応ができていない
	従業員同士が直接言えない信頼関係に問題がある。タバコは表面的な一挙動であって根本には対人不満がある。頻繁な喫煙休憩への不満も。

「禁煙タクシー」第1号 安井幸一さん旅立つ

禁煙ジャーナル編集長 渡辺 文学

2024年4月5日、大野裕弁護士から安井幸一氏が3月20日に逝去されていたとの連絡をいただき、たいへん驚きました。氏のご冥福を心からお祈り申し上げつつ、在りし日を偲びながら、氏の人となりや社会的功績について述べさせていただきますと思います。合掌。

「1988年2月26日」は、これまで全く無かった「禁煙タクシー」が、日本で初めて認可された記念すべき日で、その第1号が個人タクシーの安井幸一氏でした。この認可に至るまでの経過を若干振り返ってみたいと思います。

■「接客態度違反」で処分される

1986年2月26日安井さんのタクシーに乗った男性がタバコを吸い出したので、安井さんが「窓を開けて吸って頂けませんか」とお願いしました。

ところがこの男性がタクシー近代化センターに通報、同センターは「接客態度違反」と認定し、安井氏を処分したのです。

■浅野弁護士が「運送約款変更」の妙手

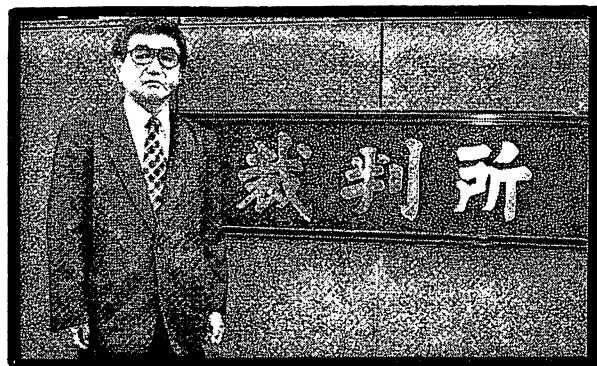
その翌週の3月3日午前中、安井氏からこの処分の件で相談を受けた私は「ちょうど嫌煙権訴訟の結審の日で、伊佐山弁護団長ら弁護団と支援メンバーが集まるので、ぜひ今回の理不尽な処分についてアピールされては……」と声をかけさせていただきました。それから1年「禁煙タクシー」の実現に意欲を燃やす安井氏に対して、浅野晋弁護士が「運送約款変更」という妙手を考え運輸省（現国土交通省）に働きかけを行い、1988年2月26日、我が国初の「禁煙タクシー」の認可を受けることとなったのです。

しかし、その後禁煙タクシーはほとんど増えず安井氏の厳しい闘いが続きました。

処分を受けたタクシー近代化センターや運輸省を相手取っての訴訟、警視庁のパトカー訴訟などねばり強く、自身の体調も受動喫煙の影響で万全とは言えない状態が続いていましたが、それを上回る精神力で、法廷に臨みました。しかし、いずれの裁判も棄却されました。またJTを相手どっての受動喫煙訴訟も岡本光樹弁護士が全力で取り組みましたが、これも棄却されました。

■禁煙タクシー訴訟、実質勝訴に

こうした状況の中、安井氏と平田信夫、大島英樹氏の3人のタクシードライバーと、利用者として禁煙運動の仲間23人が原告となって2004年7月



●在りし日の安井幸一さん（東京地裁前で）

約1年半の法廷闘争を経て、2005年12月20日、判決が下されました。この裁判では、国に対する「損害賠償請求」は棄却されましたが、柴田寛之裁判長が「タクシー事業者は乗務員を受動喫煙から守る安全配慮義務がある」としたうえで「全面禁煙が望ましい」と述べてくれました。そこで、原告らと大野裕弁護士は「実質勝訴」と判断して控訴はせず、判決が確定しました。

毎回の口頭弁論に多数の支援者が駆け付けて下さったこと、そして、事務局を引き受けて頂いた丸山恵梨子さんに感謝する次第です。

■安井氏が小紙に寄せた手記から

安井氏は原告代表として、次のような手記を寄せて下さいました。（要旨）

「思いがけない判決でした。この判決を受けて1日も早くタクシー禁煙化に向けての行動を起こしたい。山岡雅顕様のHPで、大島英樹氏と連絡がとれたことは嬉しい限りでした。松崎道幸様、大和浩様、中田ゆり様ありがとうございました。丸山純、恵梨子ご夫妻の精力的な活動＝雑用から資料作成、準備書面作成などのご協力には心からの感謝で一杯です。渡辺文学さんはもとより、会社の白い目を承知でがんばってくださった平田信夫さん、そして他の原告の方々と支援の皆様方の暖かいご支援に対し、心から御礼申し上げます」

■記念フォーラム＆引退表明

2011年2月25日、市谷の自動車会館で「タクシー全面禁煙達成ありがとう」と題する記念フォーラムが開かれました。配布されたパンフレットには、小宮山洋子厚生労働副大臣と松沢成文神奈川県知事からの祝辞、全面禁煙に至るまでの経緯、今後の活動方針などが盛り込まれていました。

その後も安井氏は「禁煙タクシー」でありながらタバコ臭い（運転者が喫煙者）タクシーを何とかなくするという取り組みを行っていましたが、2016年2月23日、28年間の禁煙タクシー事業から引退を決意し、記者会見を行いました。

引退後、安井氏は2023年11月、通院途中に交通事故に巻き込まれて負傷、自宅療養を続けていました。

＜メディア・ウォッチング＞

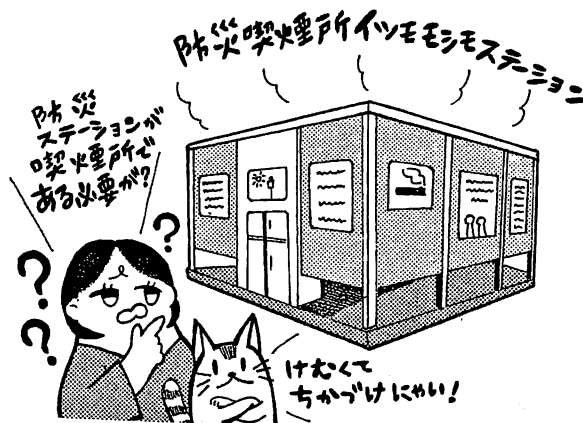
■3/19『神奈川新聞』『後援全面禁止 条例化へ』「25年度から 違反で過料、市方針」。横浜市が2025年度から市立公園を全面禁煙とする方針。①違反した場合は、5万円以下の過料②市内の県立4公園は適用外③子育て世帯などを中心に要望の声が多く寄せられていた、など■3/23『朝日』『サザエさんをさがして』『たばこのポイ捨て』『喫煙者減ってもなくならず』。サザエさんの漫画（1966年11月1日付朝刊）を掲載、当時は所かまわず喫煙が出来た状況を前半に記述。後半は喫煙規制が進展、喫煙者も減っているのにポイ捨てはなくなっていないという事実を記述。末尾は岐阜県の高山市長が自ら市の条例を破り、ポイ捨てを「常習的」に行っていたが、否定したことから、SNSの動画に流され一転「常習的な行為だったと認めた」（笑）という内容■3/28『神奈川新聞』『中卒者、死亡率1.4倍』『教育歴推計 がん検診低迷、喫煙影響か』。国立がん研究センターが日本人の教育歴毎の死亡率推計を国際専門誌に発表。①中卒者は大卒以上に比し1.4倍程度、高卒は1.2倍程度それぞれ高い②喫煙率の高さや、がん検診受診率の低さなどが影響している可能性がある、といった内容■3/28～29&4/2～3『日刊ゲンダイ』『歴史的転換点に立つ大阪市の喫煙規制①～④』①「路上喫煙防止条例案が成立、来年1月から市内全域禁煙化」「目的は『国際観光都市にふさわしい環境美化』」。②「市たばこ税308億円に対し、分煙施設整備はわずか11億円」「補助制度の拡充は必至、賃料補助もテーマに」。③「コロナ禍よりも経営が厳しい飲食店に喫煙規制が追い打ち」「事情知らないインバウンドは道路や灰皿前喫煙で混乱拡大」④「367カ所の喫煙所が必要という民間試算と140カ所で十分という大阪市」「禁止エリアでの喫煙に罰金11万円のシンガポールだが、至る所に灰皿」。所詮は喫煙人口削減に反対する側に都合のいい主張ばかりで、実質は「意見広告」（笑）■4/5『産経』『知っ得News』『大阪市“喫煙所難民”どう対処』『来年1月から市内全域で路上喫煙禁止』『整備推進へ助成拡充を』万博控え待ったなし」。大阪市が万博を控えて打ち出した140カ所の喫煙所整備の課題を取材。「“喫煙所難民”があふれだし、路上喫煙が増えるのでは」などという声を重視した構成。末尾は「万博で外国人観光客の増加も見込まれる中、分煙に向けた対策は急務となっている」と、喫煙人口削減阻止への“世論誘導”がすさまじい（笑）■4/5『朝日』（投書）「ゴミを道に捨てる人に聞きたい」。①毎朝の散歩でゴミ拾いを続けている②どこを通っても多いのが「マスク、吸い殻そしてペットボトルや空き缶」③「公道などに捨てて良心が痛みませんか」と問う心を胸に今後も続けていきたい④まずは「拾い続ける（投稿者の）姿を見てもらいたい、といった構成■4/13『日経』『万博大阪きれいにせな』『市内全域で路上禁煙』『放置自転車すぐ撤去』『海外の目を意識』。4/5

『産経』の記事とは異なり、市の対策を多面的・客観的に把握。①「クリーンな都市」を目指す②全国に先駆け全域の路上禁煙に踏み切る③放置自転車「全国ワースト2位」であることを重視「ミナミで放置自転車を警告後すぐに撤去」するなど放置自転車の一掃を目指す④官民合わせて120カ所の喫煙所を新設、民間の整備には1カ所あたり1000万円の補助金⑤受動喫煙対策を徹底するためには市民の意識改革必要⑥子育て世帯向けに禁煙支援のカウンセリングサービスを開始、といった対策を取材。末尾は横山英幸市長のコメント「地道な作業になる。市民や地元関係者との粘り強い話し合いが必要となる」「常にきれいで歩きやすい環境を保ち観光客の人にたくさん来てもらえば、大阪の街も元気になる」■4/19『朝日』（投書）①「外国人が驚くのは日本の清潔さ」。5日付「ゴミを捨てる人に聞きたい」を読み「とても悲しく」思うが、ベトナムの技能実習生は「日本はとてもきれい」という。日本に住む人はゴミを捨てず誇りを持ってほしい②「ゴミ拾いは『福拾い』仲間は大勢」。ゴミを捨てた人を一概に悪く思うことはない。自分はゴミ拾いではなく「福拾い」と呼んでいる。拾う姿を見た人は「落とさないようにしよう」と思ってくれば十分■4/17『日経』『受動喫煙、肺がん促進』『炎症で遺伝子変異を誘発』。国立がん研究センターが受動喫煙歴と遺伝子変異の関連をゲノム解析で分析。同様の記事は『東京』『毎日』にも■4/22『毎日』『月議getsu-gi』（下桐実雅子記者）「たばこががんの探検家」。新幹線がこの春から全面禁煙になったが、①当時の男性喫煙率80%以上②吸えない場所の方が珍しく、新幹線に初の禁煙車両ができたのは1976年「こだま」に1両のみ③1980年、国や国鉄などを相手取り「全ての列車で半数以上を禁煙車両に」と求める裁判を起こす④英国の著名な医学誌に「肺がんが増える」、と1981年に世界で初めて発表され大論争に。報告者は国立がんセンター（当時）の疫学部長・平山雄氏。40歳以上の約26万人以上を14年間追跡した大規模調査から、夫がたばこを吸う女性の肺がん死亡率は、夫が吸わない女性に比べて高いとの結果⑤2004年、国際がん研究機関がたばこの煙の発がん性を認めた。たばこ規制条約にもつながり、平山氏の業績は今も国際的に高く評価⑥氏は「がんが多発する地域」があると出かけて原因を探った。(1)60年代から口腔がんの多い南アジアや中央アジアを巡り、懐中電灯で数千人の口の中をのぞいて回った(2)主な原因はかみタバコで愛好家ほど発症リスクが高いことを突き止めた(3)がんが少ない集団の中で暮らし、生活習慣に迫ったことも(4)30年以上にわたる調査研究を平山氏は著書で「がんの探検」と記している(5)そこで得た知識は「社会で応用されなければならない」という信念も持っていた⑦平山氏をよく知るタバコ問題情報センター渡辺文学氏は「がん予防に生涯をかけた稀有な人」とたたえる、といった内容。【氷飽健一郎】

展望台

◆4月号のコラム「展望台」で『ケムリエ』を知った。実物は見ていないが、ネット検索して記事の見出しを眺めただけで開いた口が塞がらない。人間は自分に都合の良いものを信じる傾向があるので喫煙者は『ケムリエ』の煙たい文章を信じ、自分の行動を正当化させているのだろう◆タバコ産業はタバコが売れないことには儲からない。よって喫煙者をニコチンに引き止めるために手段を選ばない。マスコミを金で操り「喫煙所が問題を解決する」とアピールするのもその為だ。これには喫煙しない人々も騙される◆一昨年、JTはNP0法人プラス・アーツと共に「防災喫煙所 イツモモシモステーションプロジェクト」を開始した。防災機能を付与することで「喫煙所の存在価値」を高めるのが目的だ。まず東京都墨田区に設置して区長に感謝され、大阪北区にも設置して阪急阪神不動産に喜ばれた。昨年はJT宮城支社敷地内に設置し商店街振興組合に「子まもりプロジェクトに参加連携しているJTさんの防災喫煙所設置は地域にとって大変ありがたい、素晴らしいアイデア」と称えられる。今年1月には福島県のイオンモールいわき小名浜に設置。イオンはタバコ問題に比較的理解ある企業だが、ここには従業員向け喫煙所がある等JTに狙われる隙があったのかもしれない◆3月には楽天モバイルパーク宮城に設置。球場外の観客用喫煙所に帰宅困難者向けの物品を保管する「備蓄倉庫」を用意する等の改装をした。これで防災喫煙所は全国で14カ所、東北で5カ所となった◆そういえば、東日本大震災でタバコが品薄になった際、映画人の宮崎駿氏が気仙沼の漁業協同組合にタバコを贈った。登山家の野口健氏は熊本地震の際にもテント村にタバコを寄付し、大きな非難を浴びた。しかし野口氏は昨年SNSに「救援物資の中に嗜好品は含まれるべきだ

と今でも思っています」と投稿している◆もしや、防災喫煙所の備蓄品にはタバコも有るのでは？ニコチンの離脱症状は2、3日目ピーク、約1週間で消失する。タバコが手に入らない環境で生活するうちに卒煙されるとJTは客を失う。JTにとってイツモモシモステーションとは「もしもの時でもいつもニコチンを摂取させ、禁煙させないための施設」なのでは？確認したくて楽天球団に「備蓄品にタバコは含まれているか」メールで問い合わせたが、今のところ返信は無い◆日本が批准している世界タバコ規制枠組条約（FCTC）第13条ガイドラインには、タバコ産業の社会貢献活動（CSR）を禁止すべきという内容が記されている。しかしメディアはそれを伝えず、国民のほとんどがこの条約を知らない。よってタバコ産業が天使の顔で近づいてくると、良かれと思って不適切な関係を持ってしまう個人、団体、企業が後を絶たないのだ◆喫煙者が災害に備えてすべきことは禁煙・卒煙である。だがタバコ産業は平時からあらゆる手段でそれを阻もうとする。タバコ産業と戦う為には正しい知識とFCTCの盾が有用だ。多くの人がこの盾を持てば、魔の手から未来を守ることができる。【斉藤由美】



無煙賛歌

未成年タバコ買えない国となる
イギリス国会厳しい法率制定
万博を控えた大阪全面禁煙に
ところが増やす喫煙所の数を
がんセンター受動喫煙新情報
喫煙可能な店の対策問題だ
最近多いゴミ拾いの新聞投書
タバコの吸い殻が断然トッパ
今では常識禁煙タクシー
安井幸一さんの功績に感謝
富美里

【雑記帳】 ◆4月21日「無煙社会をめざす会」の定例会があり、安井さんの「追悼コーナー」を設けました。安井氏は、自身のタクシーだけでなく全てのタクシー禁煙化を目指して懸命の努力を行いましたが、最大の取り組みが「禁煙タクシー訴訟」でした。そして、当時事務局を引き受けて大活躍したのが丸山恵梨子さんでした。Zoomで行われた定例会に、丸山さんは私の事務所に来て、冒頭、この裁判にかけた情熱を語って頂きました◆岡本光樹弁護士は、安井氏のいくつかの裁判を引き受けましたが、これが契機でタバコ問題に関わることとなり、その後都議会議員への道や「都受動喫煙防止条例」の制定に繋がっていったことを感慨深く述べていました。同じタクシー運転者の大島英樹さん、そして利用者の立場から原告に加わった方々からも、安井さんの思い出を語って頂きました◆今年の「世界ノータバコデー」は久々にリアル開催することとなり、5月31日に日本禁煙学会、タバコ問題首都圏

協議会、イエローグリーンキャンペーン全国連絡協議会の3団体の共催で、巣鴨のとげぬき地蔵・高岩寺での開催となりました。都内・近県の小紙愛読者の皆さまのご参加を期待しています。（文）